

多治見市調理場調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本市が学校給食の調理等業務を委託するにあたり、学校給食の質の保持、調理業務の安全性及び継続性の確保が期待できる最適な候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

ア 多治見市北栄・北陵調理場及び池田小調理場調理等業務委託

イ 多治見市養正調理場、昭和調理場及び滝呂小調理場調理等業務委託

(2) 施設名称及び位置

ア 多治見市北栄・北陵調理場及び池田小調理場調理等業務委託

(ア) 調理・洗浄等業務

1	調理場名	多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場
	所在地	多治見市旭ヶ丘１０丁目６番地の８２
2	調理場名	多治見市立池田小学校調理場
	所在地	多治見市池田町６丁目２５番地

(イ) 配膳業務

1	学校名	多治見市立北栄小学校
	所在地	多治見市旭ヶ丘１０丁目６番地の８２
2	学校名	多治見市立北陵中学校
	所在地	多治見市旭ヶ丘１０丁目６番地の８２
3	学校名	多治見市立池田小学校
	所在地	多治見市池田町６丁目２５番地

イ 多治見市養正調理場、昭和調理場及び滝呂小調理場調理等業務委託

(ア) 調理・洗浄等業務

1	調理場名	多治見市養正小学校近接校対応調理場
	所在地	多治見市平野町２丁目８０番地
2	調理場名	多治見市昭和小学校近接校対応調理場
	所在地	多治見市平和町４丁目１８０番地
3	調理場名	多治見市立滝呂小学校調理場
	所在地	多治見市滝呂町１２丁目１８６番地の４

(イ) 配膳業務

1	学校名	多治見市立養正小学校
	所在地	多治見市平野町2丁目80番地
2	学校名	多治見市立昭和小学校
	所在地	多治見市平和町4丁目180番地
3	学校名	多治見市立滝呂小学校
	所在地	多治見市滝呂町12丁目186番地の4

(3) 契約期間

契約締結の日から令和14年7月31日までとする。

ただし、業務の履行期間は、令和9年8月1日から令和14年7月31日までの5年間とし、契約締結の日から令和9年7月31日までの間は、習熟訓練等に係る準備期間とする。

(4) 提案上限額

本業務に係る委託料の上限額は、下記のとおりとする。

ア 多治見市北栄・北陵調理場及び池田小調理場調理等業務委託

提案上限額（消費税及び地方消費税等の額を除く）		
5年間総額		362,790,000円
年度別内訳	令和9年度（令和9年8月～令和9年3月）	48,372,000円
	令和10年度	72,558,000円
	令和11年度	72,558,000円
	令和12年度	72,558,000円
	令和13年度	72,558,000円
	令和14年度（令和14年4月～7月）	24,186,000円

イ 多治見市養正調理場、昭和調理場及び滝呂小調理場調理等業務委託

提案上限額（消費税及び地方消費税等の額を除く）		
5年間総額		726,012,000円
年度別内訳	令和9年度（令和9年8月～令和9年3月）	96,801,600円
	令和10年度	145,202,400円
	令和11年度	145,202,400円
	令和12年度	145,202,400円
	令和13年度	145,202,400円
	令和14年度（令和14年4月～7月）	48,400,800円

(5) 調理機器等賃借料（消費税及び地方消費税を除く）

年度ごとの調理機器等の賃借料は、下記のとおりとする。

ア 多治見市北栄・北陵調理場及び池田小調理場調理等業務委託

年 度	調理機器賃借料（千円）		
	北栄・北陵調理場	池田小調理場	合 計
令和 9年度	1, 3 0 5	5 6 7	1, 8 7 2
令和1 0年度	1, 9 5 8	8 5 0	2, 8 0 8
令和1 1年度	1, 9 5 8	8 5 0	2, 8 0 8
令和1 2年度	1, 9 5 8	8 5 0	2, 8 0 8
令和1 3年度	1, 9 5 8	8 5 0	2, 8 0 8
令和1 4年度	6 5 3	2 8 3	9 3 6

イ 多治見市養正調理場、昭和調理場及び滝呂小調理場調理等業務委託

年 度	調理機器賃借料（千円）			
	養正調理場	昭和調理場	滝呂小調理場	合 計
令和 9年度	1, 4 3 3	2, 0 9 9	8 9 1	4, 4 2 3
令和1 0年度	2, 1 5 0	3, 1 4 8	1, 3 3 7	6, 6 3 5
令和1 1年度	2, 1 5 0	3, 1 4 8	1, 3 3 7	6, 6 3 5
令和1 2年度	2, 1 5 0	3, 1 4 8	1, 3 3 7	6, 6 3 5
令和1 3年度	2, 1 5 0	3, 1 4 8	1, 3 3 7	6, 6 3 5
令和1 4年度	7 1 7	1, 0 4 9	4 4 6	2, 2 1 2

3 応募事業者の参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、提案書類の提出締切日において、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、資格確認後から審査結果の決定日までにより下記要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安全かつ健全な経営能力を有していること。
- (2) 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 岐阜県内又は愛知県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有し、1日の調理食数が1, 0 0 0食以上の施設で学校給食の調理を実施し、現在も事業を継続している者であること。（共同、単独調理場を問わない。）
- (4) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している又は加入することが可能な者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者

イ 多治見市指名停止措置要領（平成2年告示第45号）に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11

年法律第225号)に基づく再生手続中の者

エ 多治見市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

4 スケジュール

項目	日程	備考
実施要領等配布期間	令和8年10月2日(金)～10月29日(木)	ホームページ
現場見学会参加申込期限	令和8年10月8日(木)	電子メール
現場見学会	令和8年10月13日(火)・14日(水)	
質問書受付期間	令和8年10月5日(月)～10月13日(火)	電子メール
質問書回答期日	令和8年10月19日(月)	ホームページ
提案書等提出期限	令和8年11月4日(水)午後4時必着	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和8年11月18日(水)・19日(木)	
審査結果通知・公表	令和8年11月下旬(予定)	
契約締結	令和8年12月中旬(予定)	
委託業務開始準備	契約締結後～令和9年7月31日(土)	
業務開始	令和9年8月1日(日)	

5 質問及び回答

実施要領等に関する質問は、次のとおり受け付けるが、選定審査の公平性を損なう質問については回答しない。なお、軽微なものについては、口頭又は電子メールにて個別に回答する。

(1) 質問方法

質問票(様式8)に簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

件名は「多治見市調理場調理等業務に係る質問」とし、電話にて質問票を提出した旨を連絡すること。

(2) 受付期間

令和8年10月5日(月)から令和8年10月13日(火)まで

(3) 回答方法

令和8年10月19日(月)までに多治見市ホームページに掲載する。

(4) 提出先

多治見市教育委員会事務局 食育推進課

電話番号：0572-29-1662

電子メールアドレス：shokuikusuishin@city.tajimi.lg.jp

6 現場見学会(※希望者のみ)

現場見学会参加希望者は、令和8年10月8日(木)午後4時までに現場見学会参加申込書

(様式9)を食育推進課の電子メールアドレスへ提出すること。

なお、件名は「多治見市調理場現場見学会参加申込」とし、参加人数の上限は3人とする。

(1) 日時及び会場

ア	日時	令和8年10月13日(火) 午後1時30分から午後5時まで
	会場	・多治見市北栄小・北陵中隣接校対応調理場 ・多治見市立北陵中学校 ・多治見市立池田小学校
	備考	見学会は、池田小学校、北栄小・北陵中隣接校対応調理場、北陵中学校の順に実施するため、池田小学校に午後1時20分までに集合すること。
イ	日時	令和8年10月14日(水) 午後1時30分から午後5時まで
	会場	・多治見市養正小学校近接校対応調理場 ・多治見市昭和小学校近接校対応調理場 ・多治見市立滝呂小学校
	集合	見学会は、滝呂小学校、養正小学校近接校対応調理場、昭和小学校近接校対応調理場の順に実施するため、滝呂小学校に午後1時20分までに集合すること。

(2) 留意事項

ア 現場見学会では実施要領等を配付しないため、各自で用意すること。

イ 参加者は、最近1か月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157・O26)、清潔な衣服(白衣及び帽子)並びに調理用靴等を用意すること。なお、更衣場所は当日指示する。

7 応募書類の提出

応募事業者は、選定審査に係る応募書類を次により提出すること。

(1) 配布期間

令和8年10月2日(金)から令和8年10月30日(金)まで

多治見市ホームページ(<https://www.city.tajimi.lg.jp>)の該当ページからダウンロードして使用すること。

(2) 提出期限

令和8年11月4日(水) 午後4時(必着)

※持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時まで

(3) 提出書類

ア 提案書(表紙、様式1～様式3)

連絡先として担当者名、電子メールアドレスを記載し、正本には社印又は代表者印を押印すること。

イ 事業開始までのスケジュール(任意様式)

ウ 会社概要説明書(様式4)

- (ア) 登記簿謄本及び直近3事業年度分の決算書を添付すること。
※貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。
- (イ) 完納証明書等国税及び地方税（多治見市の競争入札参加資格者名簿に記載の住所地）に滞納がない旨を証明する書類を添付すること。
※納税金額の記載は不要
- エ 学校給食業務受託実績（様式5）
事業主体名、食数、従業員の配置数、年数等を記載すること。
- オ 業務委託料見積書（様式6）
(ア) 委託料全体の見積額（消費税等を含まない）を記載すること。
(イ) 見積額の内訳として、各年度における費目明細（人件費、被服費、保険衛生費、消耗品費、備品購入費、修繕費、管理費等）を添付すること。
(ウ) 人件費については、本給、諸手当、交通費、引当金、福利厚生費、社会保険料等の詳細な内訳書を添付すること。特に、正規従業員の給料額、非正規従業員の時給額がわかるように表示すること。
- カ その他参考資料（任意提出）
※エ〜カは、企画書として一つに編纂されていても可とする。
- (4) 提出部数
ア 提出部数は、(3) 提出書類のア〜カを一式として、正本1部、副本（コピー可）7部とする。
イ 提案書等の様式
・ A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付すこと。
・ 図表等については、A3判用紙の折込みを可とする。
・ 提案書等は、ファイル等に綴じて提出すること。
- (5) 提出先
〒507-0061
多治見市姫町6丁目1番地の10 多治見市食育センター
多治見市教育委員会事務局 食育推進課
- (6) 提出方法
応募書類の提出による。（持参又は郵送に限る。）
- (7) その他注意事項
応募にあたっては、本書及び仕様書を参照すること。

8 応募に関する留意事項

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾
応募事業者は、応募書類の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募費用の負担
応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募書類の取扱い
ア 提出された応募書類は返却しない。なお、修正や追加等が生じた事項については、提案

説明の際に行うこと。

イ 多治見市情報公開条例（平成9年多治見市条例第22号）の規定による公開請求により公開する場合がある。ただし、事業者の利益を損なう恐れがあると認められるものは、応募書類提出時に情報公開意向確認書（様式7）を提出することにより非公開とすることができる。

（4）応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 提案内容が実施要領及び仕様書の内容と著しく相違している場合

エ 応募時から契約時までの間に多治見市指名停止措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けた場合

9 選定方法等

（1）選定委員会による審査

選考方法は、本市が設置する選定委員会において、提出書類（提案書、見積書等）、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、選定委員が点数評価を行い、審議のうえで業務実施候補者を選定する。なお、応募が1事業者しかない場合でも、プレゼンテーションは実施する。

（2）プレゼンテーション

ア 日時及び場所

（ア）多治見市北栄・北陵調理場及び池田小調理場調理等業務委託

日時	令和8年11月18日（水） 午後1時30分から
場所	多治見市食育センター 2階研修室 （多治見市姫町6丁目1番地の10）

（イ）多治見市養正調理場、昭和調理場及び滝呂小調理場調理等業務委託

日時	令和8年11月19日（木） 午後1時30分から
場所	多治見市食育センター 2階研修室 （多治見市姫町6丁目1番地の10）

（3）プレゼンテーションの順番

提案書類等の受付順とする。

（4）時間配分

ア 提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

イ 質疑応答（15分程度）

※出席者は1事業者につき5人以内とし、提出した提案書類に基づき説明すること。

（5）決定通知

選定結果については、文書にて通知する。

(6) その他

ア 選定委員会当日、パワーポイント等による説明のためプロジェクターやスクリーンの使用又は貸与を希望するときは、前日までに申し出ること。

※パソコンなど端末機は各社で持参すること。

イ 出席者による会場内での録音・録画は禁止する。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ 天災その他やむを得ない理由により、選定審査を中止することがある。

この場合における損害は、各参加者の負担とする。

10 提案書等の審査方法

(1) プロポーザル選定委員会

学校長、学校給食運営委員会委員(保護者)、税理士、調理場担当職員等計7名程度が審査を行う。

(2) 審査の方法

ア プレゼンテーション審査

応募資格要件を満たした応募事業者の提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査し、業務実施候補者を選定する。

イ 審査項目と配点

審査項目	視点	配点
組織体制	本部との連携、人員配置、フォローアップ体制等	30
安全衛生管理	人員管理、施設管理、食材・調理管理の中での安全衛生のための工夫や配慮	30
人材育成、研修の充実	社内研修、初任者研修、OJTの実施状況について	20
給食業務の実績	学校給食受託実績	30
見積書の金額	最安の事業者を満点とし、金額比率で減点	20
経営診断加点	経営状況、信用状況	20
合 計		150

(3) 業務実施候補者の決定

プロポーザル選定委員会の審査結果を踏まえ、業務実施候補者を決定する。

(4) 審査結果等

ア 審査結果は、令和8年11月下旬頃に全ての応募事業者へ通知する。

ただし、各審査項目の点数は公開しないものとする。

- イ 審査内容及び結果に対する異議は、一切認めない。
- ウ 業務実施候補者は、アの通知を受けた後、速やかに契約を締結する。
- エ 業務実施候補者の提案書は、契約の一部として取り扱う。
- オ 受託事業者決定後の辞退は原則認めない。

11 事務局

〒507-0061

多治見市姫町6丁目1番地の10 多治見市食育センター

多治見市教育委員会事務局 食育推進課

電話：0572-29-1662

電子メール：shokuikusuishin@city.tajimi.lg.jp